

議案第32号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月13日提出

逗子市長 平 井 竜 一

（提案理由）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、改正する必要があることから、逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

（別紙のとおり）

逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市条例第16号

逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例（平成30年逗子市条例  
第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者（法第41条第1  
項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等」に改め、同条第4項中「介  
護保険施設等」を「介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する  
ための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談  
支援事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。